

動物の愛護及び管理に 関する法律のあらまし

令和元年改正版



環境省
Ministry of the Environment

目次

1	動物の愛護及び管理に関する法律とは	3
2	飼い主に守ってほしい7か条	8
3	みだりな殺傷、虐待や遺棄の禁止	10
4	動物取扱業の規制	12
5	実験動物や産業動物の飼養と保管	17
6	特定動物の飼養の規制	18
7	マイクロチップの装着、登録	20
8	自治体の役割	22

人と動物のよりよい関係をめざして

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえない存在です。しかし一部では、動物の虐待や遺棄、悪質な業者による販売、動物愛護団体の不適切な飼養、多頭飼育崩壊などが社会問題となっています。また、マナーの悪い飼い主や不適切な給餌給水が引き起こす、鳴き声・悪臭などの迷惑問題、動物による傷害事件なども依然として発生しています。さらに、災害時におけるペットとの「同行避難」など、災害への備えにも関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、動物の愛護や適正な管理のより一層の推進を図るために、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月1日から段階的に施行されています。

動物の愛護及び管理に関する法律のあゆみ

昭和48年	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
平成11年	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更 動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄にかかわる罰則が適用される動物の範囲の拡大、罰則の強化など
平成17年	一部改正（動物取扱業の規制強化、実験動物への配慮、特定動物の飼養規制の一律化、罰則の強化など）
平成24年	一部改正（終生飼養の明文化、動物取扱業の規制強化、罰則の強化など）
令和元年	一部改正（所有者責務規定の明確化、動物取扱業の遵守基準の具体化 ^{*1} 、子犬・子猫の販売規制強化 ^{*1} 、特定動物の規制強化、マイクロチップの装着等 ^{*2} 、罰則の強化など）

^{*1} 令和3年6月1日の施行

^{*2} 令和4年6月1日の施行

その他の規定は、令和2年6月1日に施行されました。

1

動物の愛護及び管理 に関する法律とは

1 目的

人と動物の共生する社会

動物の愛護

動物の虐待や遺棄の防止
動物の適正な取扱い
動物の健康や安全の保持

動物の管理

動物による危害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止

この法律は、**人と動物の共生する社会の実現を図る**ことを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



2 概要

(1) 基本原則

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにするだけでなく、人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければなりません。また、動物を取り扱う場合には、動物の種類や健康状態等に合わせて適切に餌や水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境を確保しなくてはなりません。

(2) 動物の飼い主の責任

動物の飼い主には、動物の所有者として、「命ある」動物を愛護し適切に管理する責任があります。動物の種類や習性などに応じて適正に飼養し、動物の健康と安全を守るとともに、動物が人に危害を加えたり、鳴き声や悪臭などで周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなくてはなりません。



また、動物の飼い主は、できる限りその動物が命を終えるまで適切に飼養（終生飼養）し、不妊去勢手術などの繁殖制限を行ってむやみな繁殖を避けること、動物同士や動物から人にうつる病気（感染症）の知識を持ち予防に注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップや迷子札などの標識をつけることに努めなくてはなりません。

近年でも、飼養放棄された猫の繁殖が原因で多くの子猫が殺処分されています。不幸な命を増やさないためにも、飼い主は最後まで責任をもって飼うことが必要です。

⇒詳しくは p8「2 飼い主に守ってほしい7か条」

5つの自由 とは…

国際的に認められている、動物を適切に飼う（扱う）ための考え方です。

① 飢え・渇きからの自由

動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。
水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。

② 痛み・負傷・病気からの自由

ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。
日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。

③ 不快からの自由

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。

④ 恐怖・抑圧からの自由

飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。

⑤ 本来の行動がとれる自由

飼い主は、それぞれの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。

(3) 動物を適正に取り扱うガイドライン

人の管理下にある動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を4つに分類し、それぞれについて、適正に動物を取り扱うための基準が定められています。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物(動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど) 「 展示動物の飼養及び保管に関する基準 」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「 産業動物の飼養及び保管に関する基準 」

また、動物の飼い主(所有者)は飼っている動物にマイクロチップや迷子札などを付けて所有者を明らかにすること、動物を殺す場合にはできる限りその動物に苦痛を与えない方法で行うことなどの指針も定められています。

「**動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置**」
「**動物の殺処分方法に関する指針**」

(4) 周辺の生活環境の保全と動物虐待の防止

責任をもって動物の世話をすることができないことで、騒音や悪臭、動物の毛の飛散、衛生害虫の発生などにより周辺の生活環境が損なわれている場合や、動物が衰弱するなどの虐待を受けるおそれがある場合に、都道府県知事等は飼い主等に対して必要な指導や助言をし、さらに改善の勧告や命令を行います。



(5) 動物取扱業の規制

ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は**第一種動物取扱業**、動物保護施設など営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う場合は**第二種動物取扱業**となります。

これらの動物取扱業を行うときは、動物を適正に取り扱うための基準を満たした上で、都道府県知事等に登録や届出をしなければなりません。都道府県等の動物愛護管理担当職員は立入検査を行い、施設や動物の取扱方法などに問題

がある場合は、都道府県知事等が改善するように勧告や命令を行います。また、悪質な業者には、登録の取消しや業務の停止命令を行います。

⇒詳しくは p12「4 動物取扱業の規制 1.第一種動物取扱業」
p16「4 動物取扱業の規制 2.第二種動物取扱業」

(6) 危険な動物の飼養規制

人に危害を加えるおそれのある動物として国が定めた動物(特定動物)を飼う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

飼い主は、マイクロチップなどで動物の個体識別ができるようにし、動物が逃げ出さない構造の施設を設けて適切に管理しなくてはなりません。

⇒詳しくは p18「6 特定動物の飼養の規制」

(7) 動物愛護週間と普及啓発

国や都道府県等は、学校、地域、家庭などへの教育活動、広報活動を通じて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を行います。また、毎年9月20日から26日を動物愛護週間とし、さまざまな行事が実施されます。



(8) 動物愛護管理基本指針と推進計画

国は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(動物愛護管理基本指針)を定めています。これは、国の施策の基本的方向性と中長期的な目標を明確にして、計画的で統一的な施策を遂行することなどを目的としています。

動物愛護管理基本指針(国) ※令和2年最終改正

[構成]

- 第1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 第2) 今後の施策展開の方向
- 第3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 第4) 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

[講ずべき施策]

- ・ 都道府県等の犬及び猫の殺処分数について令和12年度までに平成30年度比50%減となる概ね2万頭を目指す
- ・ 終生飼養や不妊去勢措置の徹底、所有明示措置の推進、及び遺棄の防止を進め、都道府県等の犬及び猫の引取り数について更なる減少を図る

(9) マイクロチップの装着、登録

飼い主は、迷子や災害時にはぐれた動物の発見を容易にするため、飼い主を明らかにする対応をとっておく必要があります。令和元年の法改正により、ブリーダーやペットショップで販売される犬と猫には、マイクロチップを装着することが義務となりました*。また、マイクロチップに記録されている15桁の番号と、対応する飼い主の情報をデータベースに登録しなければなりません。

* 必要な検討を行った上で、令和4年6月1日に施行されます。

* ブリーダーが所有する犬と猫についても義務となります。

⇒詳しくは p20「7 マイクロチップの装着、登録」

(10) 自治体の役割

都道府県や政令指定都市等の地方公共団体は、動物愛護管理推進計画の策定、犬や猫の引取りと負傷動物の収容、動物愛護管理センターの設置や動物愛護管理担当職員の配置、動物愛護推進員の委嘱など、自治体の種類に応じた取組を担っています。

⇒詳しくは p22「8 自治体の役割」

(11) 罰則

愛護動物（p10参照）をみだりに殺傷した者、ネグレクトなどの虐待を行った者、遺棄した者、許可を受けずに危険な動物（特定動物）を飼養した者、登録せずに第一種動物取扱業を営んだ者などは、罰金や懲役に処せられます。また、これらを法人の従業員が業務で行ったときは、法人に対しても罰金刑が科せられます。

主な罰則		
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	p10 参照
愛護動物をみだりに虐待した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
愛護動物を遺棄した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	
無許可で特定動物を飼養保管した者	6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金*	p18 参照
無登録で第一種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金	p12 参照
無届けで第二種動物取扱業を行った者	30万円以下の罰金	
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金	p5 参照

* 法人は5000万円以下の罰金

2

飼い主に守ってほしい7か条

動物を飼うということは、動物の命を預かることです。飼い主には、動物が健康で快適に暮らせるように、動物の命が終わるまで適切に飼う（終生飼養）とともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物の共生する社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが重要です。

1

動物の習性等を正しく理解し、最期まで責任をもって飼うこと

動物はその種類に応じた生理、生態、習性をもつ、人とは違う生き物です。飼い始める前から正しい飼い方などの知識をもち、動物の種類に応じた適切な飼い方をして、健康と安全に気を配り、動物がその命を終えるまで責任をもって飼いましょう。



2

危害や迷惑の発生を防止すること



排せつ物による悪臭や毛、羽毛などの飛散で近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物の種類に応じた適切なしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などの騒音で近隣に迷惑をかけることがないようにしましょう。

3

災害に備えること

災害時に、飼っている動物の命を守ることができるのは飼い主です。飼っている動物用の水・餌等を備蓄するとともに、日ごろから動物を伴った避難訓練をしたり、ケージやキャリーバックになれさせておくなど、災害時のことを考えた準備をしておきましょう。いざ避難するときは、一緒に安全に避難（同行避難）するようにこころがけましょう。



4

むやみに数を増やしたり
繁殖させないこと

動物の数をむやみに増やしたり、繁殖させると、一頭一頭の動物を適正に飼えなくなることがあります。動物にかけられる手間や時間、資金には限りがあります。しっかりとした管理ができる数を超えないようにしましょう。世話ができない子猫や子犬が毎年多数殺処分されています。生まれてくるすべての命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などで繁殖を制限しましょう。



5

動物による感染症の知識をもつこと



人と動物の双方に感染する病気(人獣共通感染症・ズーノーシス)には多くの怖い病気があります。正しい知識を持ち、動物との過度な接触は控え、放し飼いをしないなど適切な対応を行って自分や他人への感染を防ぎましょう。

6

動物が逃げたり迷子にならない
ようにすること

飼っている動物が逃げたり迷子になると、その動物が危険にさらされるだけでなく、周りの人に危険を与えたり、生態系や農作物に悪影響を及ぼすことがあります。地震などの災害のことも考えて、逃げ出したり迷子にしないための対策をとりましょう。



7

所有者を明らかにすること



迷子や災害で逃げ出した動物の飼い主さがしを容易にし、盗難に備えるためにマイクロチップや迷子札、脚環などの標識をつけましょう。マイクロチップは体内に入れるので脱落することがなくとても有効です。

3

みだりな殺傷、 虐待や遺棄の禁止

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにしなくてはなりません。さらに、愛護動物*をみだりに虐待したり遺棄する(捨てる)と、犯罪行為として、懲役や罰金に処せられます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに
衰弱させるなど虐待を行った者

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

* 愛護動物
とは…

次の①又は②の動物であり、実験動物や産業動物を含みます。

① 「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる」

② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」



1 虐待の禁止

動物虐待＝動物を不必要に苦しめる行為

積極的(意図的)虐待＝やってはいけない行為を行う、行わせる

ネグレクト＝やらなければならない行為をやらない

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったり十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。また、獣医師は、診療の際に、みだりに殺されたり傷つけられた動物や、虐待を受けたと思われる動物を見つけたときは、都道府県等や警察に通報しなければなりません。



積極的(意図的)虐待の例

- ・ 殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせるなど、動物がけがを負う又はけがを負うおそれのある行為や暴力を加える
- ・ 心理的抑圧、恐怖を与える
- ・ 酷使する

など

ネグレクトの例

- ・ 世話をしないで放置する
- ・ 健康管理をしないで放置する
- ・ 病気を放置する
- ・ 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる
- ・ 狭い場所で多数の動物を飼養して衰弱させる
- ・ 排せつ物の堆積した場所や、他の愛護動物の死体が放置された場所で飼養する

など

※個々の案件に係る判断は動物及び動物の所有者等の置かれている状況等を考慮して個別に行われます。

人間以外の動物の生活の基本的ニーズ（生理的、環境的、心理的、社会的）は人間と共通していますが、飼われている動物や人間によって制限された環境にいる動物は、これらのニーズを自身で満たすことができません。このような状況において、人間はできる限りその動物が苦痛を受けずに生活ができるようにする責任があります。また動物への虐待は、人への犯罪的虐待行為につながる場合があることも指摘されています。

なお、食用にする場合、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいる場合など、正当な理由で動物を死に至らせる行為は、みだりな殺傷や虐待ではありませんが、その場合でも、できる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

2 遺棄の禁止

命あるものである動物の飼い主の責任には、動物を愛情をもって正しく飼うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼っている動物を遺棄することは、動物を事故などの危険にさらし、飢えや渇きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑を及ぼします。

また、日本の自然界に生息していなかった外来生物や飼い猫が野外に放たれるなどして野生化し、それらによる農林水産業の被害や生態系への悪影響も大きな社会問題になっています。



4

動物取扱業の規制

動物取扱業者には、命あるものである動物をより適正かつ適切に取り扱うことが求められています。ペットショップやペットホテルなど営利性がある業は**第一種動物取扱業**、飼養施設を有し非営利で一定頭数以上の動物を取り扱う動物保護施設などは**第二種動物取扱業**となります。

1 第一種動物取扱業

(1) 規制を受ける業種

第一種動物取扱業を営む者は、業を始めるに当たって事業所・業種ごとに都道府県知事等の登録を受けなければなりません。規制の対象となるのは、実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん業、譲受飼養業です。ペットシッター、出張訓練などのように、飼養施設がない場合も規制の対象になります。

業 種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者

(2) 第一種動物取扱業者の義務

① 守るべき基準の遵守

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、決められた基準を守らなくてはなりません。基準の概要は次のとおりです。都道府県等によっては、地域の事情に応じ条例によって独自の措置が追加されている場合があります。

1	飼養施設等の構造や規模等に関する事項
	○個々の動物に適切な広さや空間の確保 ○給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備
2	飼養施設等の維持管理等に関する事項
	○1日1回以上の清掃の実施 ○動物の逸走防止
3	動物の管理方法等に関する事項
	○幼齢動物の販売等の制限 ○動物の状態の事前確認 ○購入者に対する事前説明 ○適切な飼養又は保管 ○広告の表示規制 ○関係法令に違反した取引の制限
4	全般的事項
	○標識や名札(識別票)の掲示 ○動物取扱責任者の配置

動物取扱責任者とは…

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者です。事業者は事業所ごとに、専属の動物取扱責任者を、常勤従業員の中から1名以上配置することが義務付けられます。また、事業者は、都道府県等が開催する研修を動物取扱責任者に受けさせなくてはなりません。

② 感染性の疾病の予防

毎日定期的に動物の健康状態を確認し、獣医師による診察を受け、ワクチン等の接種をして、飼養する動物同士や人に感染性の疾病がまん延しないよう、努めなくてはなりません。

③ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等

廃業などで業を続けることができなくなった場合、動物の行き先に困らないよう、あらかじめ譲渡先等について検討することが必要です。

④ 販売に際しての現物確認と対面説明

動物は一般の商品とは異なり、その個体ごとに特徴・癖等の個性があり、過去にけがをしていたり、病気に罹患している場合もあります。販売業者は、購入しようとする者に対して、あらかじめ自らの事業所においてその動物の現在の状況を直接見せる(現物確認)とともに、その動物の特徴や適切な飼養方法などの18項目を対面により文書などを用いて説明しなくてはなりません(対面説明)。そのため、インターネット上のみでの取引はできません。

⑤ 帳簿の備付け、報告の義務

販売、貸出し、展示、譲受飼養業の各業者は、飼養する動物の個体に関する情報などを帳簿に記録・保存し、登録している都道府県知事等に毎年報告しなくてはなりません。

(3) 犬猫等販売業者の義務

第一種動物取扱業のうち犬または猫の販売をしようとする犬猫等販売者は、登録にあたり犬や猫の繁殖を行うかどうかを申請書に記載し、さらに飼養する犬や猫の健康と安全を確保するために次の追加の基準を遵守しなくてはなりません。

- ① 犬猫等健康安全計画の作成と遵守
- ② 獣医師との連携の確保
- ③ 販売が困難になった犬や猫の終生飼養の確保
- ④ 子犬・子猫の販売規制

幼齢の動物、特に犬や猫を生後早い段階で親兄弟から引き離してしまうと、十分な社会化が行われず、成長後に、吠え癖やかみ癖などが生じやすくなり、飼いきれなくなった飼主から都道府県等への引取り依頼や遺棄が増加する原因にもなります。そのため、生後56日*（令和3年5月31日までは49日）を経過しない犬や猫の販売や販売のための展示・引渡しは禁止されています。

*文化財保護法に基づく指定犬に関する特例あり。

(4) 犬および猫の展示の規制

販売、貸出し、展示の各業者による、午後8時から午前8時までの犬や猫の展示は、顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡すことを含めて禁止*されています。

*成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）は、1頭あたりの展示時間が12時間以内であることを条件に午後10時までは規制の対象外となります。

(5) 立入検査、罰則など

都道府県等の動物愛護管理担当職員が必要に応じて立入検査を行い、守るべき基準が守られていない場合や、動物の管理や施設が不適切と認められる場合などには、都道府県知事等が改善の勧告や命令を行います。勧告や命令を受けた業者は原則3ヶ月以内に必要な措置を取らなければならない、勧告に従わない場合は、都道府県知事等はそのことを公表することができます。

さらに、悪質な業者には登録の取消しや業務停止命令が行われることがあります。

ます。登録の効力が失われたときや登録を取り消された後も、2年間は、立入検査等の対象になります。

主な罰則として、登録せずに営業した場合や改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は100万円以下の罰金、登録内容の変更を届け出なかったり、虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金、犬猫等販売業者が決められた報告をしなかった場合は20万円以下の罰金などに処せられます。



動物を購入するときにはここをチェック！！ (哺乳類、鳥類、爬虫類を購入する場合)

動物を入手する方法はいろいろありますが、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業者から購入するときは、信頼できる業者かどうか十分に確認しましょう。

● 標識や名札(識別票)はありますか？

都道府県知事等の登録を受けている業者以外は販売できません。登録を受けた業者は、登録番号などを記した標識を掲示しています。

標 識
登録番号

● ケージは十分な広さがあり清潔ですか？

動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、1日1回以上清掃を行わなくてはなりません。

生年月日は
○月○日です。
飼い方は…

● 購入する前に対面説明と 現物確認はありましたか？

販売者は、販売する前に購入者に対し、販売者の事業所で動物の状況を直接見せるとともに、動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長など18項目の説明を対面で行わなくてはなりません。

事前
説明書

● 犬と猫の展示時間は朝8時から 夜8時までですか？

犬と猫の午後8時から午前8時**までの展示や、顧客との接触、引き渡しは禁止されています。

● 幼すぎる動物は売られていますか？

離乳前の幼すぎる動物は販売してはいけません。また、生後56日*に満たない犬と猫の展示・販売は禁止されています。

*令和3年5月31日までは49日。また、文化財保護法に基づく指定犬に関する特例あり。

**成猫が休息できる場所に自由に移動できる状態で展示する場合(猫カフェ等)は、1日の展示開始から終了までの時間が12時間以内であることを条件に午後10時までは規制の対象となります。

2 第二種動物取扱業

(1) 届出の対象

非営利の活動（動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など）であっても、人の住居部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物の取扱い（譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示）をしようとする者は、第二種動物取扱業として、あらかじめ、飼養施設の所在する都道府県知事等への届出を行わなくてはなりません。

対象となる飼養予定頭数

- 馬・牛・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類及び特定動物…合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類…合計10頭以上
- 上記以外の動物(哺乳類・鳥類又は爬虫類)…合計50頭以上

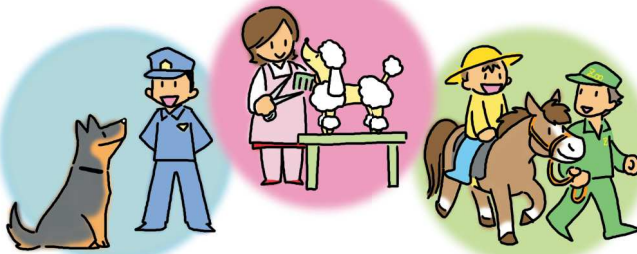
対象となる飼養施設（人の住居部分と区分できる飼養施設）とは

- 専用の飼養施設がある
- 飼養のための人の住居部分と区分された部屋を設ける
- ケージ等により飼養場所が人の住居部分と区分されている

(2) 第二種動物取扱業者の義務、罰則など

飼養する動物の適正な飼養を確保するために、飼養施設に必要な設備の設置、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止などが義務付けられます。不適切な場合は、都道府県知事等からの勧告・命令の対象になります。また、犬や猫の譲渡しを行う第二種動物取扱業者は、個体について記録した帳簿を作成し保存しなければなりません。

なお、届出をしないで第二種動物取扱業を行った場合は、30万円以下の罰金などに処せられます。



5

実験動物や産業動物の飼養と保管

1 実験動物の飼養と保管

実験動物

教育、試験研究又は生物学的製剤の製造など、科学上の利用に供するために、研究施設等で飼養されている動物

動物を科学上の利用に供することは、科学の進展や技術開発のために必要不可欠といえますが、動物が命あるものであることを考え、動物の生理、生態、習性などに配慮して感謝の念をもって適切に取り扱うように努めなくてはなりません。また、科学上の利用にあたっては、できる限り動物を使わない方法にすること、利用される動物の数を少なくすること、できる限り動物に苦痛を与えない方法で行うことに配慮することとされています。

なお、動物実験の実施に関するガイドラインは、動物実験の適正化を図る観点で、文部科学省、厚生労働省、農林水産省によって策定されています。

3 Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物及び動物実験の取扱いの基本理念です。代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、動物の苦痛の軽減(Refinement)のことをいいます。

2 産業動物の飼養と保管

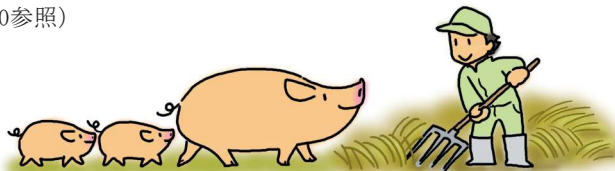
産業動物

畜産や農業など産業の利用に供するために飼養されている動物（家畜など）

産業動物は食肉や皮革などの畜産製品の生産のために利用されていますが、産業動物の所有者等は、動物種ごとの生理、生態、習性に応じて適正に取り扱い、動物の健康と安全を守るように努めなくてはなりません。また、悪臭、衛生害虫の発生などで周辺に迷惑を及ぼさないように努めなくてはなりません。

3 虐待や遺棄の禁止

実験動物や産業動物に対する虐待や遺棄についても、罰則を伴う禁止行為となっています。（p10参照）



6

特定動物の飼養の規制

人に危害を加えるおそれのある危険な動物（特定動物）は、令和2年6月1日から愛玩目的などで飼養することが禁止されました*。動物園での展示や試験研究用などの特定の目的で特定動物を飼養する場合には、あらかじめ動物種・飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要です。また、危険な動物が万一逃げ出すと、人の生命、身体及び財産、また周辺の生活環境に重大な被害を及ぼすことから、飼養施設の構造や保管方法などの守るべき基準が定められています。

*令和2年5月31日までに許可を得て飼養している場合を除く

1 特定動物の種類

トラ、ワシ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種とその交雑種が対象となります。なお、外来生物法*で飼養が規制される動物は特定動物から除外されます。

*特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

2 守るべき基準

守るべき基準の概要は、次の通りです。

1 飼養施設の構造や規模に関する事項

- 一定の基準を満たした「おり型施設など」での飼養保管
- 逸走を防止できる構造及び強度の確保

2 飼養施設の管理方法に関する事項

- 定期的な施設の点検の実施
- 第三者の接触の防止措置
- 特定動物を飼養している旨の標識の掲示

3 動物の管理方法等に関する事項

- 施設外飼養の禁止
- マイクロチップ等による個体識別措置（鳥類は足環でも可能）

3 罰則など

施設の構造や管理の方法が不適切など、守るべき基準が守られていない場合は、許可が取り消されます。また、無許可で特定動物を飼養したり、許可なく飼養施設を移動したり構造を変更した場合には、個人の場合は6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人の場合は5,000万円以下の罰金に処せられます。

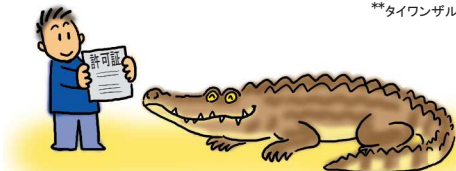
特定動物のリスト

※政令では属名、種名は学名と和名(あるもの)とが併記されています。
※交雑種(第1世代)*も特定動物に含まれます

*特定動物同士の交雑種や、特定動物と非特定動物の交雑種など

哺乳綱	霊長目	
	アテリダエ科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種 ヘンディーウーリーモンキー
	おながざる科	マンガベイ属全種 オナガザル属全種 クロロケプス属全種 コロプス属全種 パタスモンキー ロフオケプス属全種 マカク属全種(タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル**を除く。) マンドリル属全種 テングザル ヒヒ属全種 アカコロプス属全種 リーフモンキー属全種 オリーブコロプス ドックモンキー属全種 リノビテクス属全種 センノピテクス属全種 メンタウエーコバナテングザル ゲラダヒヒ トラクビテクス属全種
	てながざる科	てながざる科全種
	ひと科	ゴリラ属全種 チンパンジー属全種 オランウータン属全種
	食肉目	
	いぬ科	ヨコスジジャッカル キンイロジャッカル コヨーテ オオカミのうちディンゴ及びカニス・ルプス・ファミリアリス(犬)以外のもの セグロジャッカル アビシニアジャッカル タゲガミオオカミ ドール リカオン
	くま科	くま科全種
	ハイエナ科	ハイエナ科全種
	ねこ科	チーター カラカル アジアゴールデンキャット ジャングルキャット オセロット サーバル オオヤマネコ属全種 ウンビョウ ヒョウ属全種 スナドリネコ アフリカゴールデンキャット ビューマ属全種 ユキヒョウ
	長鼻目	
	ぞう科	ぞう科全種
	奇蹄目	
	さい科	さい科全種
	偶蹄目	
	かば科	かば科全種
	きりん科	キリン
	うし科	バイソン属全種 アフリカスイギュウ
鳥綱	ひくいどり目	
	ひくいどり科	ひくいどり科全種
	たか目	
	コンドル科	カリフォルニアコンドル トキイロコンドル コンドル
	たか科	クロハゲワシ オナガイヌワシ イヌワシ ボネリークマタカ ソウゲンワシ モモジロクマタカ コシジロイヌワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ オジロワシ ハクトウワシ オオワシ サンショクウミワシ オウギワシ バブアオウギワシ ヒメオウギワシ クマタカ フィリピンワシ ゴマバラワシ カンムリクマタカ ミミヒダハゲワシ
爬虫綱	かめ目	
	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種(カミツシガメを除く。)
	とかげ目	
	どくとかげ科	どくとかげ科全種
	おととかげ科	コモドオオトカゲ ハナブトオオトカゲ
	にしきへび科	アメジストニシキヘビ オーストラリアヤブニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
	ボア科	ボアコンストリクター オオアナコンダ
	なみへび科	ブームスラング属全種 ヤマカガシ属全種 タクユメニス属全種 アフリカツルヘビ属全種
	コブラ科	コブラ科全種
	くさりへび科	くさりへび科全種(タイワンハブを除く。)
	わに目	
	アリゲーター科	アリゲーター科全種
	クロコダイル科	クロコダイル科全種
	ガビアル科	ガビアル科全種

**タイワンザルとニホンザルの交雑種及びアカゲザルとニホンザルの交雑種を含む。



マイクロチップの装着、登録

動物の飼い主（所有者）は、迷子や災害時の脱走、盗難に備えて、動物に身元表示を行って飼い主を明らかにしておく必要があります。令和元年の法改正により、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬と猫については、マイクロチップの装着が義務になりました*（そのほかの犬と猫については努力義務）。マイクロチップを装着した場合は、飼い主（所有者）の情報の登録が必要になります。

*必要な検討を行った上で、令和4年6月1日に施行されます。

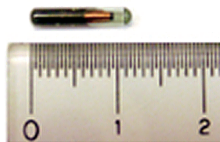
*ブリーダーが所有する犬と猫についても義務となります。

1 マイクロチップとは

マイクロチップは、生体適合素材を使用した直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具です。

それぞれに異なる15桁の番号が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ります。一度体内（皮下）に埋め込むと、脱落したり、消失することはほとんどなく、半永久的に読み取り可能な個体識別（身元証明）です。番号が書き換えられることもないため、確実に安全性の高い身元証明として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使用されています。

マイクロチップ



マイクロチップの読み取り

2 マイクロチップの装着

マイクロチップは、動物病院などで獣医師が専用の注射器を使って体内（皮下）に埋め込みます。

ブリーダーやペットショップなどの犬猫等販売業者（p14参照）は、犬や猫を入手したら、①「その個体を入手した日（生後90日以下の場合は生後90日を経過した日）から30日以内」、または ②「販売する日が①の日以前であればその日まで」のいずれか早い日までに、その個体にマイクロチップを装着しなければなりません（装着義務）*。また、知人や動物保護団体等から犬や猫を譲り受けた場合は、装着は努力義務とされています。

*例として、56日を経過し販売しようとする犬や猫については、販売する日までに装着が必要です。

3 飼い主情報の登録

マイクロチップを装着したら、データベースに飼い主（所有者）情報の登録をしなければなりません（登録の義務）*。登録をすると「登録証明書」が交付されます。ブリーダーやペットショップが犬や猫を販売する際や、動物保護団体等が登録を受けた犬や猫を譲り渡す場合は、登録証明書と一緒に新たな飼い主（所有者）に渡す必要があります。

*データベースや登録システムは、令和4年6月1日の施行までに構築される予定です。

4 飼い主情報の変更登録

ブリーダーやペットショップから犬や猫を購入した場合や、知人や動物保護団体などからマイクロチップが装着された犬や猫を譲り受けた場合、データベースにはブリーダーやペットショップ、知人や動物保護団体が飼い主（所有者）として登録されています。新たな飼い主（所有者）は、変更登録を行わなければなりません（変更登録の義務）*。登録されている情報の変更には、犬や猫と一緒に渡された登録証明書が必要になります。

*ペットショップがブリーダーから犬や猫を購入した場合等も変更登録が必要です。

マイクロチップの装着から登録までの一般的な流れ （ペットショップから購入した場合）

ブリーダー

生まれた子犬や子猫に獣医師がマイクロチップを装着。



データベースにアクセスして所有者として情報登録。



登録完了すると手元に登録証明書が届く。



登録証明書を付けて子犬、子猫を販売。



ペットショップ

データベースにアクセスして新たな所有者として変更登録。



登録完了すると手元に新たな登録証明書が届く。



登録証明書を付けて子犬、子猫を販売。



購入した飼い主

データベースにアクセスして新たな所有者として変更登録。



手元に届いた新たな登録証明書を大切に保管。



8

自治体の役割

都道府県や政令指定都市・中核市等の地方公共団体は、動物愛護管理推進計画の策定、犬や猫の引取りと負傷動物の収容、動物愛護管理センターの設置や動物愛護管理担当職員の配置、動物愛護推進員の委嘱、動物の愛護及び管理に関する広報や普及活動など、自治体の種類に応じた取組を担っています。

1 動物愛護管理推進計画

都道府県は、国が定める動物愛護管理基本指針に即し、地域の実情に応じて「動物愛護管理推進計画」を定めます。この推進計画は10年計画として策定されています。

[構成]

- 1) 施策の基本的な方針
- 2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 3) 災害時における施策に関する事項
- 4) 必要な体制の整備に関する事項
- 5) 普及啓発に関する事項
- 6) その他必要な事項

2 犬および猫の引取りと負傷動物の収容

都道府県等（都道府県及び政令指定都市、中核市）は、犬や猫の引取りを求められた場合、引取りを行います。しかし、終生飼養の原則に鑑み、所有者等から引取りを繰り返し求められたり、動物取扱業者から引取りを求められた場合などには、引取りを拒否することができます。

自治体による引取り・殺処分率は、適正飼養管理に関する意識の向上や、返還・譲渡の推進などにより着実に減少していますが、飼養を放棄したり適切な繁殖制限を行わない無責任な飼い主がいる限り、やむを得ない引取りや殺処分はなくなりません。

また、道路・公園・広場など公共の場所で病气やけがを負った犬や猫など（負傷動物*）やその死体を発見した人は、所有者が判明しない場合、都道府県等に通報するように努め、都道府県等は負傷動物やその死体の収容を行います。

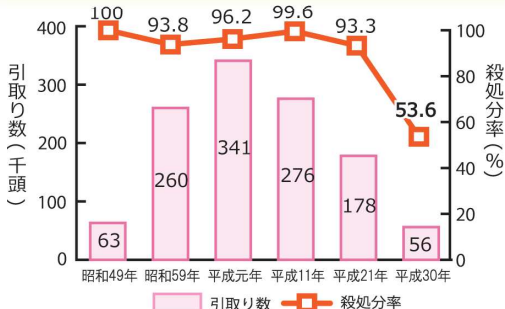
*犬と猫以外の対象となる負傷動物の種類は都道府県等により異なります。



■ 全国の犬の引取り数と殺処分率の推移



■ 全国の猫の引取り数と殺処分率の推移



3 動物愛護管理センターと動物愛護管理担当職員

都道府県等は、動物愛護管理の事務を所掌する部局や設置する施設が「動物愛護管理センター」としての機能を果たすようにするほか、動物愛護管理に関する事務を行う動物愛護管理担当職員を配置します。また、その他の市町村においても、動物愛護管理担当職員を配置するよう努めることとされています。

動物愛護管理センターの業務*

- 1) 動物取扱業の登録・届出、監督に関すること
- 2) 動物の飼養者・保管者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査に関すること
- 3) 特定動物の飼養・保管の許可、監督に関すること
- 4) 犬及び猫の引取り、譲渡等に関すること。
- 5) 動物愛護管理に関する広報、その他の啓発活動
- 6) その他動物愛護及び適正飼養のために必要な業務

*都道府県及び政令指定都市は全ての業務を、中核市は4)～6)の業務を実施

4 動物愛護推進員と協議会

都道府県知事等は、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、地域における動物の愛護の推進に熱意と識見のある者から、動物愛護推進員を委嘱するよう努めることとされ、また、その活動を支援するため協議会を組織することができます。

また、動物愛護推進員は、飼い主などに対する動物の適正な飼養の助言、繁殖防止の助言、譲渡のあっせん、国や都道府県等の施策への協力、災害時の動物の避難・保護等に必要な協力その他の活動を行います。





環境省

Ministry of the Environment

発行：

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

所在地：〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>



令和 2 年 9 月発行

令和 3 年 3 月一部修正

動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし 令和元年改正版

○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性